

令和4年1月14日

武蔵野市議会議長  
土屋美恵子様

東京都武蔵野市吉祥寺本町1-20-12-101  
武蔵野市の住民投票条例を考える会  
代表 金子宗徳

住民投票条例(案)等に関する検証委員会(仮称)設置の要望書

平素は武蔵野市政にご尽力くださいまして厚く御礼申し上げます。

令和3年第4回定例会にて、「武蔵野市の住民投票条例を考える会」が提出いたしました「住民投票条例の廃案、あるいは継続審議を求める陳情(陳受3第19号)」につきまして長時間にわたり真剣に御議論くださいまして心より感謝御礼申し上げます。採択との形でお聞き届けくださいましたこと、弊会一同、大変嬉しく感じているところでございます。

また、弊会が廃案もしくは継続審議を求めておりました「議案第52号 武蔵野市自治基本条例の一部を改正する条例」ならびに「議案第53号 武蔵野市住民投票条例」は本会議にていずれも否決とのご判断がなされました。弊会は陳情において自治基本条例19条の見直しを含めた議論をお願いしているところでございまして、今回の条例案否決ならびに陳情採択を契機に、住民投票条例のみならず、自治基本条例にも踏み込んだ深い議論がなされることを期待しております。

以上のことより、市議会として「住民投票条例(案)等に関する検証委員会(仮称)」を立ち上げ、以下の点についてご議論いただくことを要望いたします。

本要望に対する御回答は、1月28日までに弊会アドレス[musashinoreferendum@gmail.com]までメールにてご返信を賜りたく存じます。まお、ご回答は弊会のウェブサイト公開させていただきます。

記

1. 武蔵野市の答弁によりますと、本市には住民投票の対象とすべき喫緊の課題はなく、住民投票条例は自治基本条例19条に依拠していることは明白です。喫緊の課題がない中で、自治基本条例19条が定める常設型の住民投票制度が果たして必要なのか、改めてご議論いただきたく存じます。議論におきましては、案件ごとに条例を定めて実施する個別型の導入や住民投票制度を規定する19条の削除といった選択肢も排除せずゼロベースでご審議いただくことを求めます。

2. 市議会総務委員会の審議では、住民投票の対象となる重要事項は市長の判断とのご答弁がございました。市長の裁量が入る余地は全くないとは言えず、恣意的な運用がなされる恐れは否定できません。また、否決された条例案では武蔵野市の権限が及ばない事項であっても住民投票の対象になりうるとの見解が示されております。国や都、他の基礎自治体に権限がある事項について武蔵野市として意思を表明することは権限主体の判断に何らかの影響を及ぼす可能性があり、予期せぬ混乱を招くおそれがあります。仮に住民投票制度を導入する場合、対象は武蔵野市の権限の及ぶ事項に限定し、必要数の署名を集めれば自動的に住民投票の対象とするといった内容への修正を視野に入れる形で、ご議論いただきたく存じます。

3. 住民投票の結果について、自治基本条例の逐条解説におきましては「法的拘束力を持たすことはできないが、実質的拘束力を持つものと考えられる」としており、逐条解説の「尊重」は政治的な拘束力を持つと考えるのが自然と思料いたします。一方で市議会総務委員会の答弁で松下市長が「尊重の仕方は政治家それぞれ」と述べており、投票の結果の多数を採用するとは限らない旨を示唆しております。意見を聞くだけならアンケートや陳情など現在の制度で十分であり、住民投票制度を導入する意義は薄れます。投票結果が政治的な拘束力を持つのか否かについて、議会としてご議論いただき、議会としての見解をお示しいただくようお願いいたします。

4. 住民投票の結果について、否決された条例案では、成立要件を満たさなくても開票結果を公表するとされています。成立しなかったとはいえ、一定数の投票結果が示されれば、市長や市議会が一切無視することは事実上難しく、心理的な圧力、実質的な拘束力が働かかねないと懸念しております。住民投票が成立しなかった場合でも結果を公表することが妥当なのかご議論いただきたく存じます。

5. 外国籍住民への投票権については、自治基本条例の逐条解説で「公職選挙法上の有権者に準ずることとするが、外国籍市民をふくむかどうかについては住民投票条例制度制定時の際に検討する」とされています。投票権の対象の基本は公選法上の有権者であり、外国籍住民を加えるならば積極的かつ合理的な理由を示す必要があると思料いたします。武蔵野市は「外国籍住民を投票権の対象から排除する合理的な理由がない」との説明を繰り返すのみで、外国籍住民を対象に加える積極的かつ合理的な理由は示されていません。外国籍住民への投票権についてはさまざまな意見があり、否決された条例案の日本国籍と同条件については異論が多く寄せられました。投票権の対象について議会として一定の結論とその結論に至った根拠をお示しいただくようご議論いただきたく存じます。

以上